

国指定文化財等の指定等について

1 国指定史跡の追加指定

国の文化審議会（会長：佐藤 信）は、令和4年12月16日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡「^{しもてらおかんがいせきぐん}下寺尾官衙遺跡群」「^{しもてらおにしきたいせき}下寺尾西方遺跡」（茅ヶ崎市）について指定地の範囲を追加するよう、文部科学大臣に対して答申しました。

なお、現在の本県の国指定「史跡名勝天然記念物」は累計で73件（史跡60件、史跡及び天然記念物1件、名勝4件、名勝及び史跡2件、天然記念物6件）となります。

[令和4年12月16日答申]

^{しもてらおかんがいせきぐん}
下寺尾官衙遺跡群（※追加指定）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 549 番 2 ほか 84 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 351 番ほか 1 筆（追加指定地）

指定面積 60,301.01 m²（うち今回追加分 1,041.00 m²）

概要 神奈川県東部に所在する相模国高座郡家と^{さがみのくにたかくらぐけ}考えられる^{せいちょう しょうそう}官衙遺跡群。正庁・正倉は7世紀末から8世紀中葉まで2期にわたって変遷し、その南西部には^{しちどうがらんあと}下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）と呼ばれる^{ぐんてら}郡寺が所在している。今回、条件の整った部分（^{しもてらおにしきたいせき}下寺尾西方遺跡と重なる同地点）を追加指定する。

^{しもてらおにしきたいせき}
下寺尾西方遺跡（※追加指定）

所在地 茅ヶ崎市下寺尾字西方 341 番 1 ほか 51 筆等（既指定地）

茅ヶ崎市下寺尾字西方 351 番ほか 1 筆（追加指定地）

指定面積 49,754.90 m²（うち今回追加分 1,041.00 m²）

概要 本遺跡は、弥生時代中期後半の宮ノ台式期に^{かんごう}営まれた環濠集落跡で、拡張された段階では、南関東最大級の規模となる。その成立から解体までの過程を知ることができる点で重要であり、集落がほぼ完存する稀有な事例でもある。石器と鉄器が出土し、南関東における鉄器化の実態を知ることができる。南関東における弥生時代中期後半の社会を知るうえで重要な遺跡である。今回、条件の整った部分（^{しもてらおかんがいせきぐん}下寺尾官衙遺跡群と重なる同地点）を追加指定する。



下寺尾官衙遺跡群・下寺尾西方遺跡



追加指定地（同じ地点）の現況写真

2 国登録有形文化財（建造物）の新規登録

国の文化審議会（会長：佐藤 信）は、令和4年11月18日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「^{ほんだ けいじゅうたく きゅうなかみがわけじゅうたく おもや}本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋」（鎌倉市）ほか4件（計3箇所）を登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に対して答申しました。

今回の答申のとおり告示されると、本県の国登録有形文化財（建造物）は累計で307件（159箇所）になります。

[令和4年11月18日答申]

^{ほんだ けいじゅうたく きゅうなかみがわけじゅうたく おもや}
本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋

^{きゅうやまもとけいじゅうたく もん}
本多家住宅（旧山本家住宅）門及び塀

所在地 鎌倉市^{こまち}小町

所有者 個人

建築年代 主屋：昭和4年／同前期・同29年頃改修

門及び塀：昭和29年／平成10年改修

数量 2件（1箇所）

特徴等 鎌倉市小町の^{なめりがわ}滑川西岸に位置する近代和風住宅。

主屋は二階建入母屋造^{いりもやづくり}棧瓦葺、南西に平屋建の離れを付して全体にL字を呈する。北面中央を玄関とし、内部は中廊下を通して和洋室を配し、二階南面にガラス屋根のサンルームを付す。鎌倉の旧別荘地に残る良質な住宅。

門及び塀は敷地北面に位置する。設計は^{かのうはるかず}狩野春一。門は親柱の前後に控え柱を建てて棟木と母屋を受け、屋根は^{きりつまづくり}切妻造^{きりがわらぶき}棧瓦葺。間口は二分し、一方を両開戸、もう一方を^{くぐりど}潜戸とする。塀は^{しんかべづくり}真壁造とし壁は漆喰仕上げで腰は縦板張。屋敷の表を整える洗練された門と塀。

基準 主屋：登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）

門及び塀：登録有形文化財登録基準1号該当（国土の歴史的景観に寄与しているもの）



本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋



本多家住宅（旧山本家住宅）門及び塀

^{まつながきわんかんむじゅうあん}
松永記念館無住庵

所在地 小田原市^{いたばし}板橋

所有者 小田原市

建築年代 昭和30年頃／同50年頃・令和2年移築

数量 1件（1箇所）

特 徴 等 小田原城西方の松永記念館内に移築した実業家松永安左エ門（耳庵）の茶室。入母屋造茅葺型銅板葺で、間取りは東半に土間と板間、西半に茶席と水屋を配し、上部は小屋裏を現す。茶席北東隅に長炉を設け、西南に躡口を開ける。民家古材を用いた数寄者の茶室。

基 準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



松永記念館無住庵

やまぐちほうしゆんきねんかん きゆうやまぐちほうしゆんてい おもや
山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）主屋

山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）画室

所 在 地 三浦郡葉山町一色

所 有 者 公益財団法人J R東海生涯学習財団

建 築 年 代 主屋：大正前期／昭和32年・同40年増築、平成3年・同25年改修

画室：昭和28年

数 量 2件（1箇所）

特 徴 等 一色海岸北の丘陵に位置する日本画家の自邸。

主屋は寄棟造棧瓦葺の東西棟平屋建、南東隅を二階建とし、南と東に張り出す増築の茶の間棟・風呂棟は吉田五十八の設計。繊細な建具や床の納まりで和室とベランダの連続性を実現する吉田らしさを加味した近代和風住宅。

画室は主屋西に位置する。設計は吉田五十八。切妻造棧瓦葺の起屋根で周囲に銅板庇を付す。室内は大壁とし細かな線を排除し、床を一段下げた南のベランダ境には天井高いっぱい引込み障子を建てる。蓬春と大学同窓の吉田五十八との共作による近代数寄屋の画室。

基 準 登録有形文化財登録基準2号該当（造形の規範となっているもの）



山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）主屋



山口蓬春記念館（旧山口蓬春邸）画室

3 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

国の文化審議会（会長：佐藤 信^{さとう まこと}）は、令和5年1月20日（金曜日）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、神奈川県伊勢原市の「大山こまの製作技術^{おおやま}」を新たに国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択するよう文化庁長官に答申しました。

なお、答申のとおり告示されると、本県の国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は、累計で9件となります。

[令和5年1月20日答申]

・大山こまの製作技術

- 文化財の所在地 伊勢原市
- 保護団体名 伊勢原市大山こま製作技術保存会^{おおやま}
- 文化財の概要

・選択の趣旨

日本の各地に伝承される郷土玩具や民芸品などの木工品の製作には、木地師^{きじし}の技術を継承している例が少なくない。大山こまの製作技術もその一つで、大山信仰と結びつくことで発達し、轆轤^{ろくろ}を用いて木工品を製作する木地師の技術を伝えている。美しく正確に回る形状の削り出しや軸となる芯棒の調整などの工程は特に熟練の技術が必要とされ、地域的特色が顕著であり、我が国における挽物^{ひきもの}や木工品製作の技術を理解する上で重要である。

・文化財の説明

本件は、神奈川県伊勢原市の大山に伝承される、木製玩具の「こま」を製作する技術である。大山こまは、近世中期から盛んとなる大山詣りの土産物として知られ、家内安全や商売繁盛の縁起物として参詣者に買い求められてきた。ミズキを原材料として作られ、芯棒が太く、全体に丸みを帯びた重厚な形が特徴である。

その製作技術は、轆轤の回転を利用して部材の成形や彩色をする木地師の技術を伝えて重要であるが、生業の変化等によって技術の伝承が難しくなっており、また、伝承者の高齢化も進んでいることから、早急な記録の作成を必要とするものである。

(写真) 大山こま



用語について

・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（選択制度）

1 選択制度の趣旨

日本の各地に伝承される風俗慣習や民俗芸能、民俗技術のうち、主に次の事項に該当するものを選択し、記録作成等による保護措置（記録保存）を図ること。

- （１） 過疎化や少子高齢化等によって伝承の存続が難しく、記録作成等の必要性が認められるもの。
- （２） 広域的に伝承されており、分布や伝承状況等について詳細な調査が必要なもの。

2 選択制度の実態

無形の民俗文化財については、毎年選択しており、令和5年1月現在で、選択件数は651件である。選択した後は、国庫補助事業を活用し、記録の作成が行われている。（なお、国指定された重要無形民俗文化財のうち、約6～7割が記録選択を経ている）

4 ユネスコ無形文化遺産の登録（代表一覧表記載）

モロッコで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第17回政府間委員会において、我が国より提案した「^{ふりゅうおどり}風流踊」の代表一覧表記載に関する審議が行われ、現地時間11月30日（水）（11時1分〔日本時間11月30日（水）19時1分〕）、「記載」との決議がなされました。

ユネスコ無形文化遺産代表一覧表に「記載」の決議があった「風流踊」は、平成21年に登録された三浦市の「^{みねい}チャッキラコ」に、山北町の「山北のお峰入り」ほか39件を追加して拡張提案したものです。

「風流踊」を含めて、我が国のユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）の状況は22件です。

神奈川県内の「風流踊」

○チャッキラコ

保護団体名：ちゃっきらこ保存会

保護団体の所在地：三浦市

概要： 神奈川県三浦市三崎に伝承される。左義長の舞、初瀬踊ともいわれ、1月15日に踊られる。

チャッキラコの名は、^{とりもの}採物のコキリコから音転訛したものともいわれる。囃子のことばを返しながら踊るその姿は軽快な舞の要素もあるなど近世初頭に流行した小歌踊をしのばせる。

昭和51年に国の重要無形民俗文化財として指定され、平成21年にユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された。

○山北のお峰入り

保護団体名：お峯入り保存会

保護団体の所在地：山北町

概要： 神奈川県足柄上郡山北町に伝承される。不定期の開催で現在は5年に一度開催される。峰入りという名称は一般には修験道の入峰修行を意味し、この地に伝わるお峯入りは、これと同じものではないが、皆瀬川地区はかつて山岳修行の行場の一つであった。なかでも修行踊は山伏修行の印象をよく表現している。大規模な風流芸能の一つで、地方的特色の顕著なものである。

昭和56年に国の重要無形民俗文化財として指定された。

チャッキラコ



山北のお峰入り



用語について

○ ユネスコ無形文化遺産(人類の無形文化遺産の代表的な一覧表)

「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形文化遺産保護条約)は、無形文化遺産の保護を目的として、平成15年のユネスコ総会において採択された。この条約では、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」の作成が定められており、この一覧表に記載されたものが、一般的に「ユネスコ無形文化遺産」と称されている。我が国では、22件が記載されている。

ふりゅうおどり

○ 風流踊

「風流踊」は、広く親しまれている盆踊や、小歌踊、念仏踊、太鼓踊など、各地の歴史や風土に応じて様々な形で伝承されてきた民俗芸能。華やかな、人目を惹くという「風流」の精神を体現し、衣装や持ちものに趣向をこらして、笛、太鼓、鉦^{かね}などで囃し立て、賑やかに踊ることにより、災厄を祓い、安寧な暮らしがもたらされることを願うという共通の特徴をもつ。

○ 政府間委員会

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国(令和4年7月時点180か国)から選出された24か国で構成。原則として、年1回開催され、評価機関の勧告を踏まえ、代表一覧表等の各種一覧表への登録審議や国際援助の決定等を行う。